

未就園児等の把握、支援のためのアウトリーチの在り方に関する調査研究

第1回検討委員会 事務局資料

2022/08/19

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

目次

背景・目的等	p.3
実施内容	p.11
スケジュール	p.12
本日は議論頂きたい事項	p.13
本調査で明らかにしたい事項	p.14
ヒアリング調査設計	p.16
参考資料	p.23

背景・目的

- 令和3年11月19日にとりまとめられた「こども政策の推進に関する有識者会議報告書」においては、以下について提言があった。

「親の就業の状況にかかわらず、特に3歳未満児の子育て家庭が地域の中で孤立しないよう、認定こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点など地域の身近な場を通じた支援を充実していくことも検討課題である。加えて、幼稚園、保育所、認定こども園のいずれにも通っていないこどもの状況を把握し、必要な教育・保育、子育て支援サービス等の利用につなげていくことが必要である。これらの取組を通じ、地域や家庭の環境にかかわらず、全てのこどもが、格差なく質の高い学びへ接続できるよう、こどもの発達にとって重要な「遊び」を通じた質の高い幼児教育・保育を保障しながら、小学校から実施される義務教育に円滑につながっていくことが必要である。

- ・ 施設に通っていなかったり、サービスを受けられていないこどもやその保護者の実態把握とアウトリーチによる支援の利用促進
- ・ 認定こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点等を活用した、在宅の3歳未満児に対する支援の充実

- **乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等地域で孤立しているおそれのあるこども（以下「未就園児等」という。）**やその家庭の中には、虐待の防止や健全育成等の観点から、支援を必要としている場合がある。各市町村において未就園児等を把握し、支援が必要な場合には支援につなげることにより、こどもの福祉の増進及びこどもの最善の利益を図っていくことが必要である。

- これらを踏まえ、未就園児等の把握、支援のためのアウトリーチ及び伴走型の支援等に関し、地方自治体や民間支援団体の取組事例について情報収集や有識者ヒアリングを行い、その在り方を明らかにすることを通じて、各市町村における取組を推進、支援することを目的とする。

背景・目的

未就園児等に係る現状や実態把握等の状況（事務局認識）及び本調査を通して明らかにしたい事項については以下の通り。

未就園児等に関する現状

未就園児等の現状と市町村の取組状況

3歳以上のこどもの9割以上が保育所や幼稚園に通う中、施設やサービスに繋がっていない未就園児が一定程度存在している。
⇒ 未就園児については、0-2歳児も含め、的確な把握・支援を通じて望まない未就園を防ぎ、幼児教育に繋げることや、虐待等の予防を図ることが必要である。*

背景にある要因

- ・ 先行研究によると、未就園児等の要因として多く挙げられるものは、外国にルーツのあるこども、障害児・発達障害のあるこども、低所得家庭、医療的ケア児などが存在。

市町村の取組

- ・ 市町村は未就園児・乳幼児健診未受診児等の把握の取組を行っているが、アウトリーチやその後の支援（予防的対応を含む）には必ずしも繋がっていない場合もあると推察される。
- ・ 未就園児等への対応については、訪問等における養育者との信頼関係の構築や、地域の関係者（地域子育て支援拠点、要保護児童対策地域協議会、民生委員等）との連携に課題があるとの意見が挙げられている。

国の現状把握・検討状況

未就園等の地域で孤立しているおそれのあるこどもや家庭について、背景にある状況、地域間の差異、市町村における把握等の対象設定については実態が十分に把握されていない。

未就園児等の背景にある状況や、家庭の事情に応じたアプローチについて実態に基づく整理がされていない。

市町村による未就園児等に対する課題認識や、抽出・アウトリーチ・支援に係る取組の実態が把握されていない。また、未就園児等の把握・支援に効果的に取り組んでいる市町村や団体の取組に係るノウハウが十分に把握・整理されていない。

本調査で明らかにしたい事項（イメージ）

- ・ 未就園児等やその家庭についての課題認識の共有（0～2歳と3歳以上での違いなど）
- ・ 未就園児等やその家庭の背景にある状況、対応する必要のある問題
- ・ 未就園児等やその家庭の把握の範囲・方法についての考え方
- ・ 未就園児等やその家庭の孤立の未然予防に対する考え方
- ・ 未就園児等やその家庭の事情に応じたアプローチの考え方
- ・ 地域の特性に応じた未就園児等やその家庭に対するアプローチの考え方
- ・ 未就園児等やその家庭の孤立を防ぐための、未就園児等やその家庭にかかわる関係者の理解促進、関係者間の相互連携の考え方

※本調査における未就園児の対象年齢は、0～2歳、3歳～就学前の双方を含む（主としては9割以上のこどもが保育所・幼稚園等に通う3歳以上における未就園児を対象とするが、0～2歳における支援が必要なこども・家庭の把握及び支援も範囲に含める。）。

3歳以上の未就園の背景要因に関する研究*のサマリー

背景

現在、日本ではこどもの7人に1人が貧困状態にある。米国の先行研究より、妊娠中から5歳までの貧困体験が、6～15歳での貧困体験と比べ、成人期での就労や収入等の社会経済状況に悪影響を及ぼすことが明らかになっている。一方で、国外の複数の研究から、3歳以上への質の高い幼児教育**は、特に社会経済的に不利な家庭のこどもの発達に効果が高いことが認められており、将来の社会経済状況の改善が期待されている。しかし、国外の研究では社会経済的に不利な家庭のこどもほど、幼児教育を受けていない傾向があることが示されている。日本でも同様の傾向が懸念されるため、3歳以上の未就園の背景要因について検討した。

方法

対象

- 「21世紀出生児縦断調査」に参加した2001年生まれの子ども17,019名と2010年生まれの子ども24,333名

未就園

- 2001生まれの3、4歳、2010年生まれの3歳の未就園

要因

- 世帯所得、母親の教育歴、母親の就労状況、世帯構造、両親の国籍、母親の年齢、育児不安、性別、早産、先天性疾患、発達の遅れ、都市の規模、地域

分析

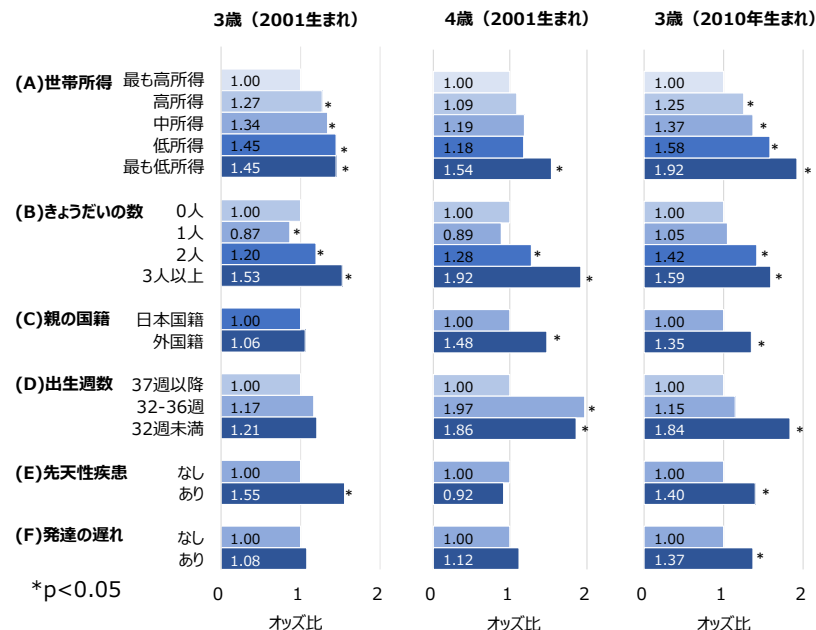
- ロジスティック回帰分析
- 2001年と2010年生まれの子どもを別々に分析

結論

社会経済的、健康・発達の的に不利な立場にあるこどもたちが、未就園になりやすい傾向にある。将来の社会経済的な格差を減らすために、幼児教育への平等なアクセスを促進する必要がある。

分析結果

未就園の割合は、2001年生まれの3歳で18%、4歳で5%、2010年生まれの子で8%だった。低所得、多子、外国籍など社会経済的不利や、こどもの健康・発達の問題が未就園に関連した。



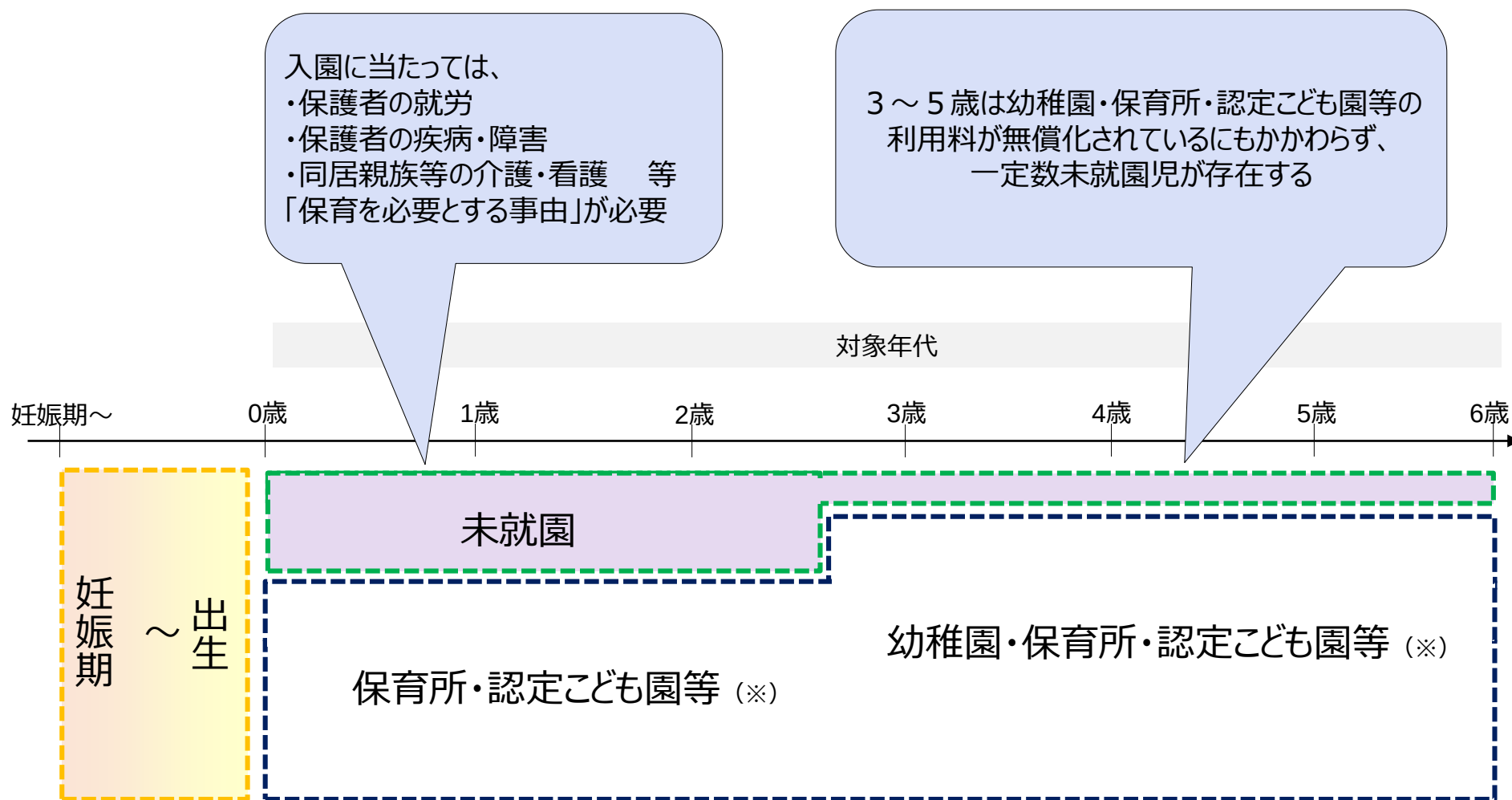
*Kachi Y, Kato T, Kawachi I. Socio-economic disparities in early childhood education enrollment: Japanese population-based study. J Epidemiol 2020;30(3):143-150.

可知悠子. 保育所に通えないこどもたち:「無園児」という闇. 筑摩書房 2020年4月.

**就学前に受ける養育・教育の種類(親、親族・友人、保育所・幼稚園など)はさまざまであるが、ここでは保育所・幼稚園形式の幼児教育を指す。

未就園児の範囲について

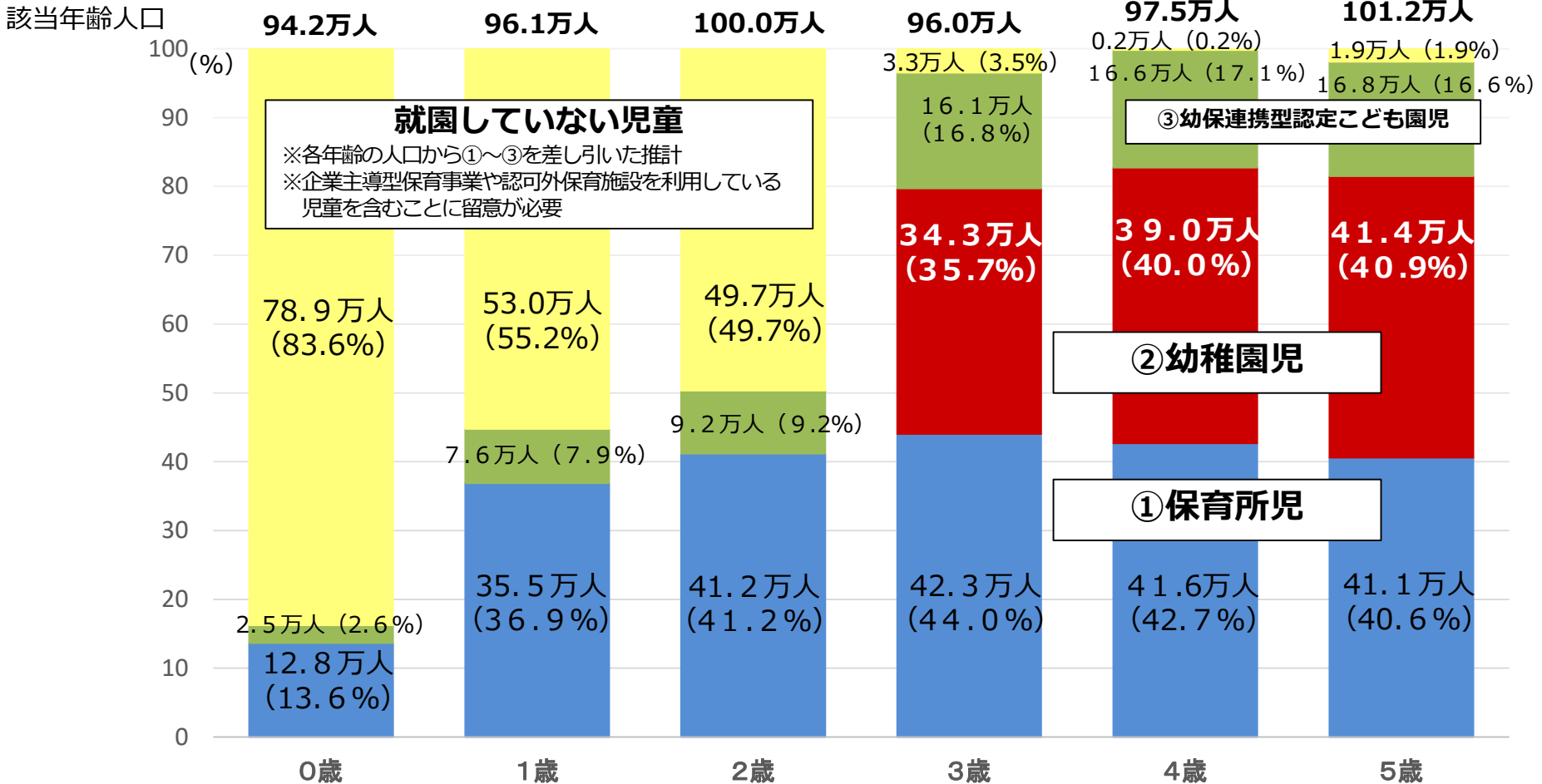
本事業で取り扱う未就園児は、0-2歳児と3歳児以上の双方を対象とする。0-2歳児と3歳児以上では未就園の意味するところが大きく異なるため、検討の際に留意をする必要がある。



(※) 地域型保育事業、企業主導型保育事業等を含む。

保育所・幼稚園等の年齢別利用者数及び割合の推計（令和元年度）

保育所と幼稚園の年齢別利用者数及び割合（R1）



※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（平成30年10月1日現在）より。

※幼保連携型認定こども園の数値は令和元年度「認定こども園に関する状況調査」（平成31年4月1日現在）より。

※「幼稚園」には特別支援学校幼稚部、幼稚園型認定こども園も含む。数値は令和元年度「学校基本調査」（確定値、令和元年年5月1日現在）より。

※保育所の数値は令和元年の「待機児童数調査」（平成31年4月1日現在）より。なお、「保育所」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（平成30年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、地域型保育事業所の利用者数比により按分したものの。

※「推計未就園児数」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育所在園者数及び、幼保連携型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。

※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

令和2年度 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認調査結果【概要】

厚生労働省作成資料

調査の経緯

＜児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）（抜粋）＞

- 乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど、関係機関が確認できていないこどもを市町村において把握し、目視等により状況確認を進める取組について、毎年度、定期的に行う。

＜児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抜粋）＞

- 衆議院 厚生労働委員会（令和元年5月24日）
 - 二 虐待リスクの高いこどもを早期に発見し、支援につなげられるよう、乳幼児健診及び就学時健診未受診者、未就園、不就学等のこどもに関する安全確認を定期的に実施すること。
- 参議院 厚生労働委員会（令和元年6月18日）
 - 三 虐待リスクの高いこどもを早期に発見し、支援につなげられるよう、乳幼児健診及び就学時健診未受診者、未就園、不就学等のこどもに関する安全確認を実施すること。

調査対象等

＜確認対象児童＞

令和2年10月1日時点において、全国の市町村（1,741市区町村）に住民票があり、以下のいずれかに該当する小学校修了前の児童。

- ① 乳幼児健康診査（自治体が独自に実施しているものを含む。）等の乳幼児を対象とする保健・福祉サービスを受けておらず、自治体職員の目視による確認ができず、関係機関においても目視による確認ができない児童（健診未受診等）
- ② 未就園で、福祉サービス等を利用しておらず、関係機関においても目視による確認ができない児童（未就園）
- ③ 学校へ通園・通学しておらず、関係機関においても目視による確認ができない児童（不就学等）
- ④ 児童を対象とした手当の支給事務等において連絡・接触ができず、必要な各種届出や手続を行っておらず、関係機関においても目視による確認ができない児童（児童手当などの支給事務に必要な届出や手続を行っていない）

＜集計＞

上記の確認対象児童について、令和3年12月24日時点における確認の状況を集計。

結果の概要

- 令和2年10月1日時点の確認対象児童32,079人のうち、状況確認ができた児童は32,063人（99.95%）、状況確認ができていない児童は16人（0.05%）。
- 状況確認ができた児童32,063人のうち、「虐待又は虐待の疑いに関する情報あり」とされた児童は265人（0.8%）で全て市町村や児童相談所の支援を実施。
- 状況確認ができていない児童16人については、全て調査を継続中。

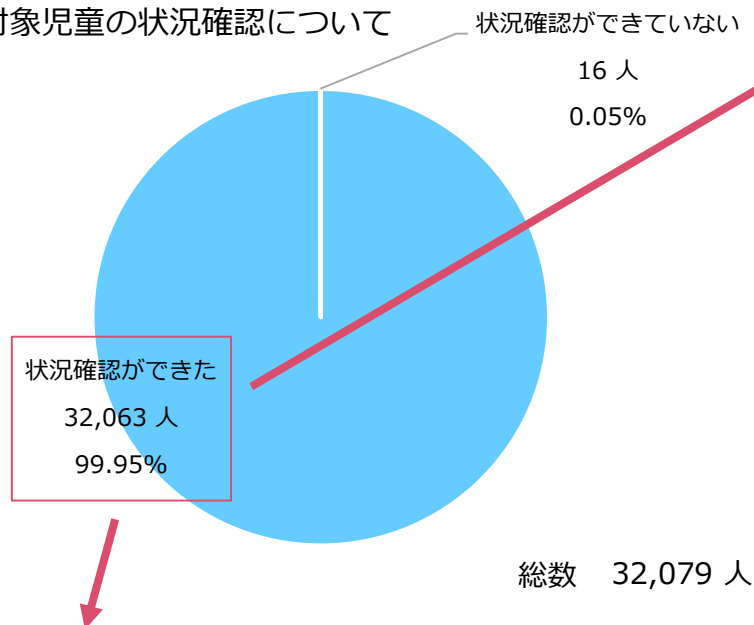
【参考】令和元年度 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認調査結果（調査期間：令和元年6月1日～令和2年8月18日）

・確認対象児童（18歳未満）18,834人のうち、状況確認ができた児童は18,818人（99.9%）状況確認ができていない児童は16人（0.1%）。（令和2年8月18日時点）

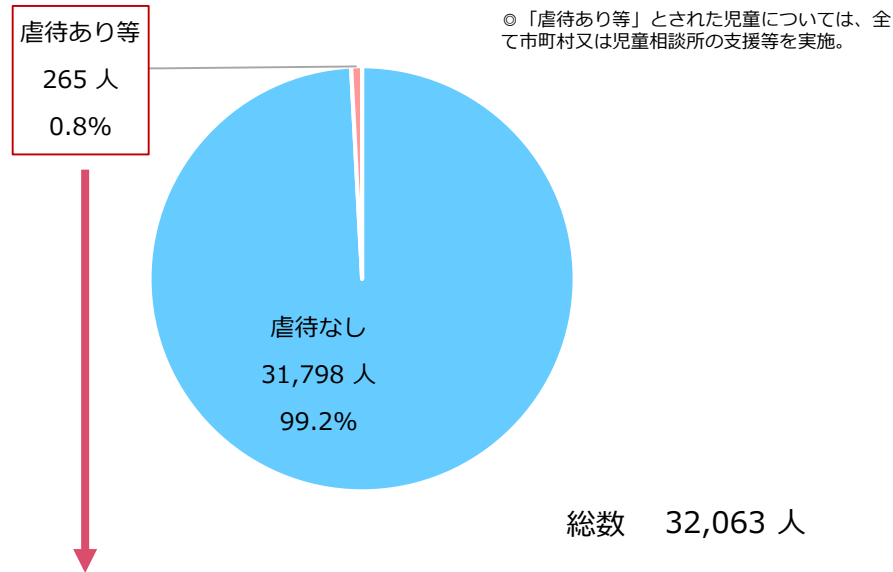
状況確認ができた児童（32,063人）について

- 状況確認ができた児童32,063人のうち、「虐待なし」とされた児童は31,798人(99.2%)、「虐待あり等（※）」とされた児童は265人(0.8%) ※「虐待あり等」とは、「虐待又は虐待の疑いに関する情報あり」とされた児童を指す。

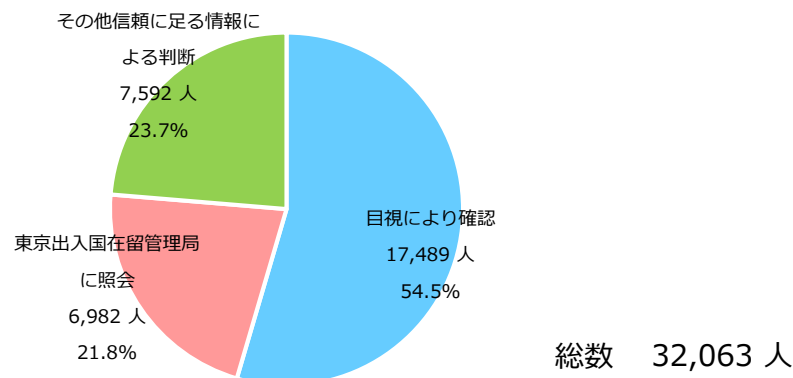
○確認対象児童の状況確認について



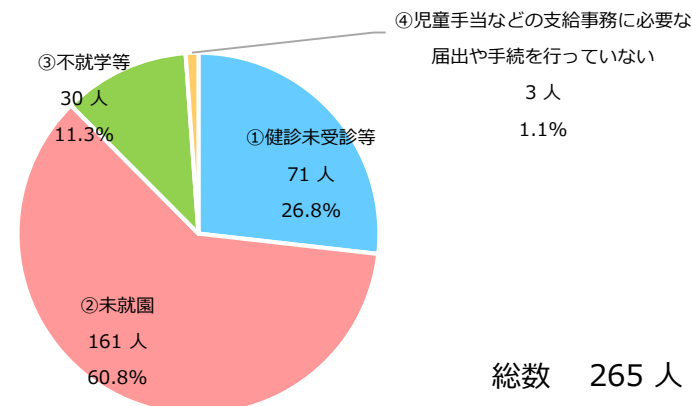
○状況確認ができた児童のうち、虐待の有無について



○確認できた児童の確認方法について



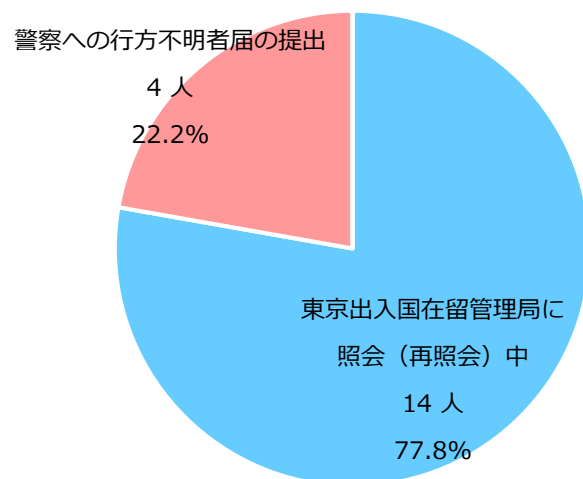
○「虐待あり等」とされた人の内訳



状況確認ができていない児童（16人）について

- 令和3年12月24日時点で状況確認ができていない児童（16人）については、全て調査(※)を継続。
 (※)「東京出入国在留管理局へ出入（帰）国記録の照会（再照会）中」、「警察への行方不明者届の提出」

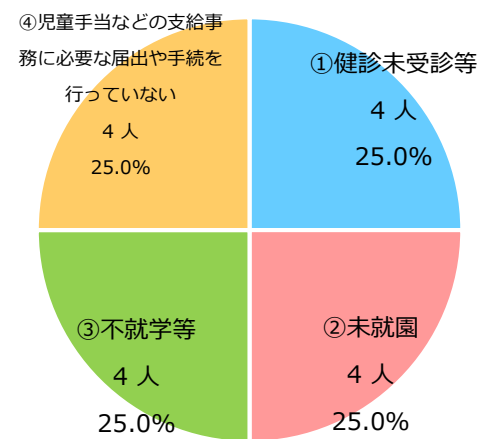
○確認できていない児童の調査について



総数 16人

※ 複数回答のため、児童数の重複あり。

○状況確認ができていない児童の内訳



総数 16人

令和3年度調査について

- 令和3年6月1日時点において、乳幼児健診未受診者や未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど関係機関が確認できていないこどもについて、令和4年2月28日までの確認の状況の調査を実施している。

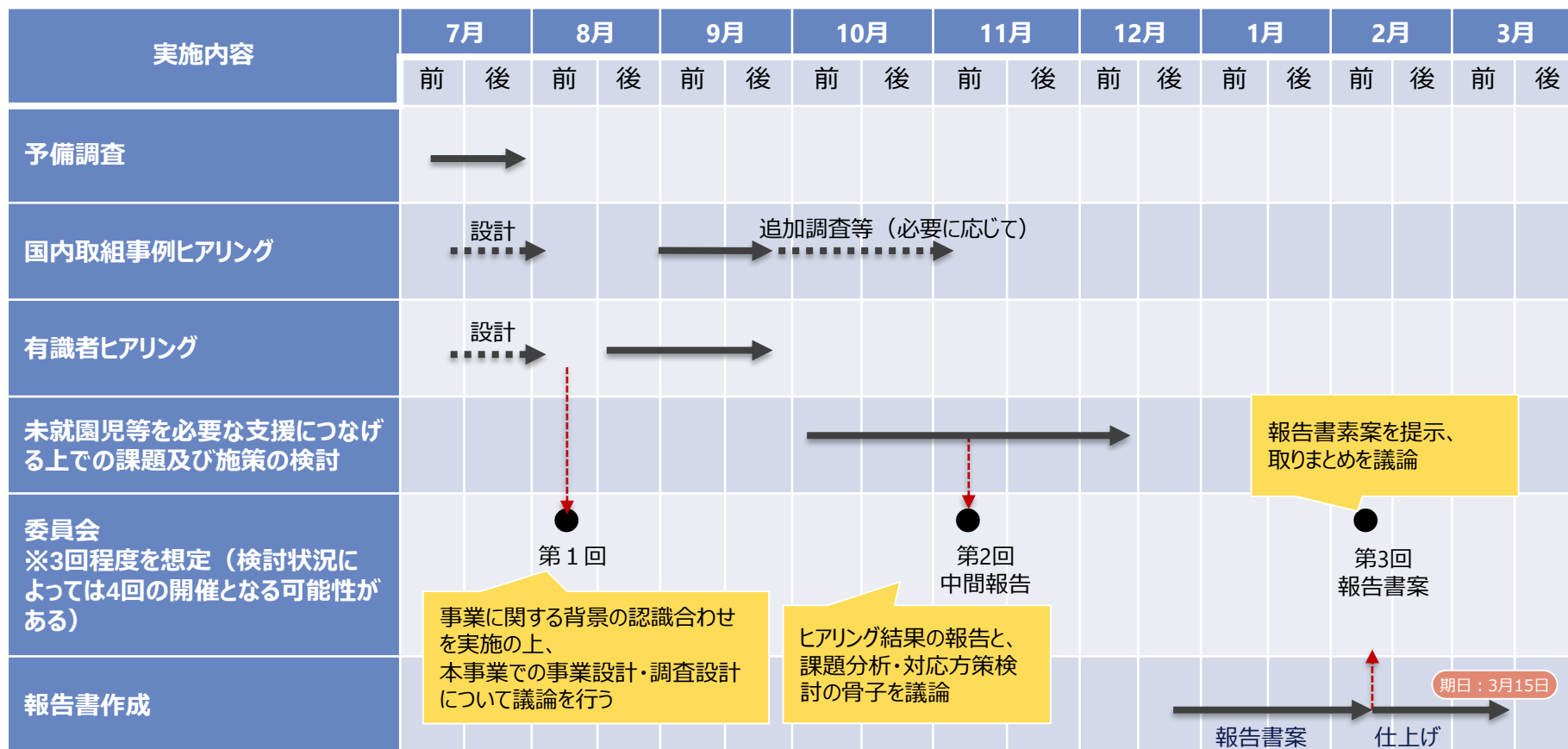
実施内容

予備調査・有識者・国内取組事例等に対するヒアリングを通して、支援が必要な未就園児等を支援につなげる上での課題の分析、および今後の取組方策の検討を行い、取りまとめを行う。

予備調査	・ 目的：一般的な市町村の未就園児等に対する現状認識や、把握・支援を要する家庭・こどもに対する取組状況を把握する ・ 対象：市町村（人口規模等の多様性を考慮） ・ 時期：8月上旬
有識者ヒアリング	・ 目的：未就園児等における背景要因を把握するとともに、背景要因を踏まえた対象把握から支援までの課題や望ましい支援について把握する ・ 対象：未就園児等の把握・支援に関するアウトリーチについて専門的な知見を有する学識経験者、行政関係者や豊富な経験を有するNPO等の民間団体、子育て経験当事者等 ・ 時期：8月下旬-9月
国内取組事例ヒアリング	・ 目的：未就園児等に対する把握・支援に関する取組の実態・課題や取組を効果的に実施する上でのポイント等について把握を行う ・ 対象：地方自治体や民間団体において、未就園児等を把握し、目視等による安全確認をしたり、未就園児等の置かれた状況を踏まえた各種支援・サービスの提供や必要な支援につなげている取組事例 ・ 時期：9月-10月上旬
未就園児等を必要な支援につなげるための施策の検討	・ 目的：支援が必要な未就園児等を必要な支援につなげる上での課題を分析し、未就園児等やその家庭を効果的に把握するとともに、必要な支援につなげるための施策の検討を行い、報告書に取りまとめる

スケジュール

第1回の委員会では、事業設計及びヒアリング（有識者ヒアリング・国内取組事例ヒアリング）に係る設計の議論を行う。



本日ご議論頂きたい事項

1. 事業設計について

未就園児等の把握・アウトリーチ・支援に係る現状や課題仮説、およびそれらを踏まえた本調査で明らかにしたい事項について、ご意見があればいただきたい。

2. 調査設計について

有識者ヒアリング、国内取組事例ヒアリングの両調査における、ヒアリング対象の選定やヒアリング事項における観点等についてご意見があればいただきたい。

本調査で明らかにしたい事項（イメージ）

<前提>

- 未就園児等やその家庭についての課題認識の共有（0～2歳と3歳以上での違いなど）
- 未就園児等やその家庭の背景にある状況、対応する必要のある問題

※以下は、0～2歳と3歳以上での違いも考慮。（資料P6「未就園児の範囲について」参照）

<未就園児等やその家庭の把握について>

- 未就園児等やその家庭の把握の範囲・方法についての考え方

<未就園等に起因する孤立の予防について>

- 未就園児等やその家庭の孤立の未然予防に対する考え方

<未就園児等やその家庭の事情に応じたアプローチについて>

- 未就園等となっている背景には、未就園児等やその家庭の側での様々な事情が考えられるところ、未就園児等やその家庭の事情に応じたアプローチの考え方

<地域の特性に応じたアプローチについて>

- 未就園児等やその家庭側での事情だけではなく、地域の特性が影響している場合も考えられるところ、地域の特性に応じた未就園児等やその家庭に対するアプローチの考え方

<関係者の理解、関係者間の相互連携の促進について>

- 未就園児等やその家庭の孤立を防ぐための、未就園児等やその家庭にかかわる関係者の理解促進、関係者間の相互連携の考え方

明らかにしたい事項を踏まえた主な検討事項（案）

本調査で明らかにしたい事項を踏まえた、ヒアリング等での主な調査・検討事項は以下を想定している。

本調査で明らかにしたい事項（再掲）

	委員会	国内 取組事例 ヒアリング	有識者 ヒアリング
未就児等やその家庭についての 課題の整理 (未就園児等の背景にある状況、対応すべき問題等)			○
未就園児等やその家庭の事情 や背景要因に着目した、 孤立の未然予防やアプローチの あり方の検討			◎
市町村等における未就園児等の 把握・支援における対象範囲、 取組実態、課題等の 把握・整理			◎
未就園児等やその家庭に対する アプローチや関係者との連携 等における、効果的に取り組む ためのノウハウの整理・検討			◎

仮説の議論（第1回）

ヒアリングを踏まえた分析・取りまとめ（第2回）

<前提>

- 未就園児等やその家庭についての課題認識の共有（0～2歳と3歳以上での違いなど）
- 未就園児等やその家庭の背景にある状況、対応する必要がある問題

※以下は、0～2歳と3歳以上での違いも考慮。

<未就園児等やその家庭の把握について>

- 未就園児等やその家庭の把握の範囲・方法についての考え方

<未就園等に起因する孤立の予防について>

- 未就園児等やその家庭の孤立の未然予防に対する考え方

<未就園児等やその家庭の事情に応じたアプローチについて>

- 未就園等となっている背景には、未就園児等やその家庭の側での様々な事情が考えられるところ、未就園児等やその家庭の事情に応じたアプローチの考え方

<地域の特性に応じたアプローチについて>

- 未就園児等やその家庭側での事情だけではなく、地域の特性が影響している場合も考えられるところ、地域の特性に応じた未就園児等やその家庭に対するアプローチの考え方

<関係者の理解、関係者間の相互連携の促進について>

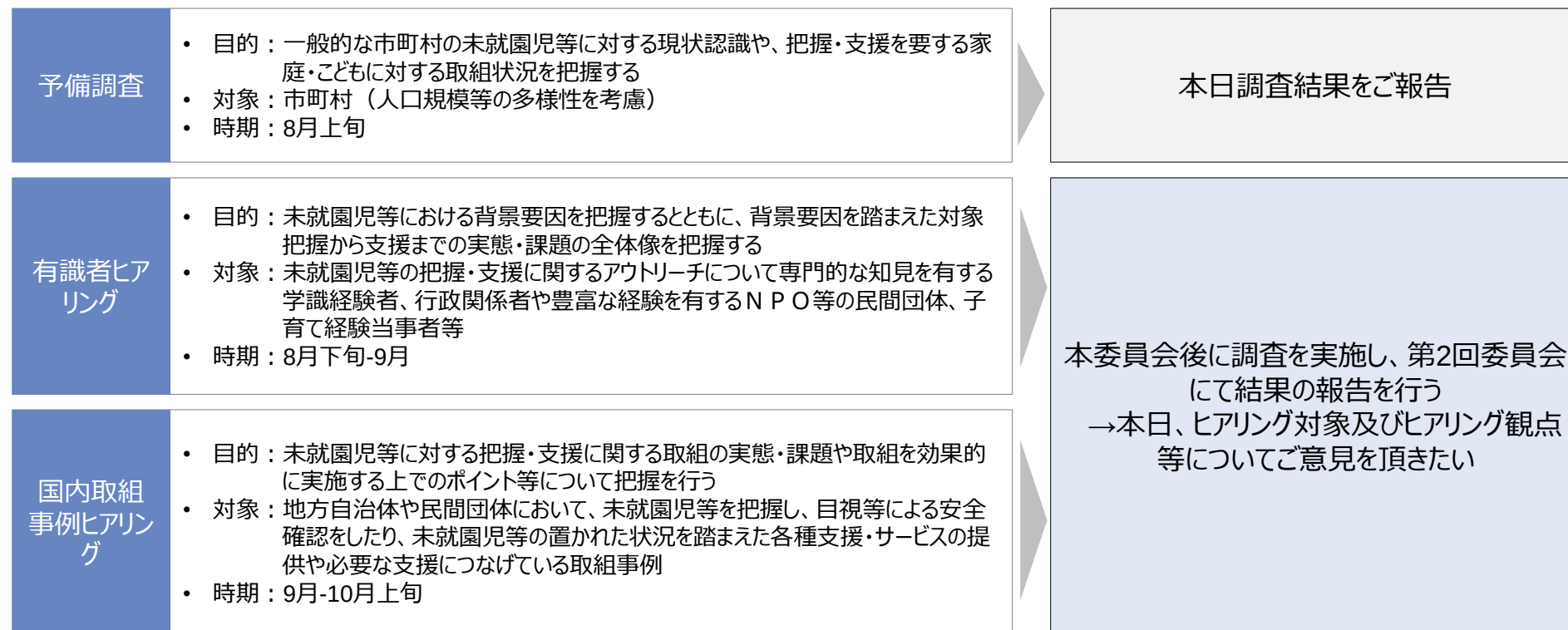
- 未就園児等やその家庭の孤立を防ぐための、未就園児等やその家庭にかかわる関係者の理解促進、関係者間の相互連携の考え方

ヒアリング調査設計

調査の全体像について

本日は、有識者ヒアリング及び国内取組事例ヒアリングの両調査について、対象及びヒアリング観点等についてご意見をいただきたい。

本事業で実施する調査



有識者ヒアリング ヒアリング対象案

有識者ヒアリングの対象者選定の観点を示す。選定の観点等に関してご意見があればいただきたい。

ヒアリング対象者選定の観点

項番	観点	ヒアリングの観点
1	妊娠期からの切れ目ない支援等、未就園児等の孤立の予防に関する取組	・ 妊娠期からの切れ目ない支援等による未就園児等や家庭の孤立の予防に関する取組みの実態や課題等について把握する。
2	外国にルーツのあるこども・養育者の支援	・ 外国にルーツのあるこども・養育者の未就園児になる背景要因、把握から支援までの実態を把握する。特に、無国籍児・難民等の把握が難しい事例をどのように把握し支援につなげるかを把握する。
3	障害のあるこどもとその養育者の支援	・ 障害のあるこどもと、その養育者への支援内容の現状を把握する。特に、養育者へのフォローの方策や取組事例について把握する。
4	メンタルヘルスに課題を抱える養育者とそのこどもの支援	・ メンタルヘルスに課題を抱える養育者とそのこどもの支援の現状について聴取する。
5	困窮子育て家庭とこどもの支援	・ 困窮子育て家庭とそのこどもの把握等を中心に現状について聴取する。
6	虐待が疑われる家庭・こどもへの支援	・ 虐待が疑われる家庭とそのこどもの把握等を中心に現状について聴取する。
7	子育て当事者	・ 過去の子育て経験について振り返りながら、当事者の視点での支援が必要な対象者の把握や支援の実態と課題を把握する。

有識者ヒアリング

ヒアリング事項案（1/2）未就園児等の背景要因とそれを踏まえた望ましい支援について

ヒアリング事項案は以下の通り。調査で把握すべき観点等に関してご意見があればいただきたい。

ヒアリング観点①

未就園児等における背景要因を把握するとともに、背景要因を踏まえた対象把握から支援までの課題や望ましい支援について把握する

仮説	分類	ヒアリング事項
- 未就園児等の背景要因としては以下が考えられる ➢ 外国にルーツを持つ子ども ➢ 子どもの障害 ➢ 養育者のメンタルヘルスの課題 ➢ 低所得 ➢ 頻繁な転出入・入出国 ➢ アクセシビリティ・交通の便 ➢ 養育者の養育観 ➢ ヤングケアラー等 - それぞれの背景要因ごとに、構造的な要因として、例えば以下のような状況が想定される ➢ 保育所等に通いたいに通えない ✓ サービス等の申請を行うまでの障壁がある（言葉の壁、情報が届かない、制度の煩雑さ等） ✓ 保育所・幼稚園等の施設が受け入れを拒否する ➢ 保育所等へ通うことを希望していない ✓ 保育所等に通う目的や意義が理解されていない（家庭や地域等の養育観、外国ルーツの家庭、等） ✓ 養育者に対するケアが必要（家庭環境・養育者のメンタルヘルスの課題等）	1. 未就園児等の背景要因	① こどもの要因 ② 養育者やその家族の要因 ③ 居住環境、養育環境、社会的要因等 ・ 1.で聞き取った個々の背景要因ごとに、2.～4.の調査項目について聞き取りを行う。
	2. 未就園児になる理由	■ 養育者やその家族側 ① 保育所等を利用できることを知らない場合の理由 ② 保育所等を利用したくない場合の理由 ③ 保育所等を利用したいが受け入れ側に対応してもらえない場合の理由、対処法 ■ 受け入れ施設側 ① こどもを受け入れできない理由（保育士等の不足、保育士等以外の専門職の不足、施設設備・環境等の要因） ② どのような課題が解決したらこどもを受け入れられるか
	3. 未就園児等の把握から関わり開始	① ハイリスクなこども、養育者等の把握の起点となる人・組織（市区町村、NPO・民間、医療機関等） ② 未就園児等を把握するタイミング・場面・把握の方法（データベース等の利用等） ③ 関わり開始までのキーパーソンとその役割 ④ 関わり開始までに関与する人・組織と役割 ⑤ 把握～関わり開始までの当事者（こども・養育者）への介入内容 ⑥ 把握～関わり開始までの留意点・工夫点 ⑦ 関わり開始までの課題
	4. 支援内容	① こどもへの支援の内容、支援の工夫（成長発育の促し等） ② 養育者への支援の内容、支援の工夫（体調・障害への支援、育児支援等） ③ 養育環境整備等の支援 ④ 支援に関わる関係者・組織（市区町村、NPO等の民間事業者、医療機関、保育施設等） ⑤ 支援における留意点・工夫点 ⑥ 支援における課題（こどもへの支援、養育者への支援、環境整備等の支援）
	5. その他	① 未就園児等のアウトリーチを行う上での課題・あるべき姿

有識者ヒアリング

ヒアリング事項案（2/2）妊娠期からの切れ目ない支援等、未就園児等や家庭の孤立の予防に関する取組について

ヒアリング事項案は以下の通り。調査で把握すべき観点等に関してご意見があればいただきたい。

ヒアリング観点②

妊娠期からの切れ目ない支援等、未就園児の状態を予防するために望ましい取組や、把握・継続的支援が困難な事例の特徴を明らかにする

分類	ヒアリング事項	
妊 娠 期	1. 支援が必要な妊婦等の背景要因	①妊婦の要因、②夫・パートナーの要因、③胎児の要因、④居住環境、養育環境、社会的要因等
	2. 支援が必要な妊婦等の把握から関わりの開始	① 支援が必要な妊婦の把握の起点となる人・組織（市区町村、NPO・民間、医療機関等） ② 支援が必要な妊婦等を把握するタイミング・場面・把握の方法（データベース等の利用等） ③ 関わり開始までのキーパーソンとその役割 ④ 関わり開始までに関与する人・組織と役割 ⑤ 把握～関わり開始までの当事者（こども・養育者）への介入内容 ⑥ 把握～関わり開始までの留意点・工夫点 ⑦ 把握～関わり開始までの課題
こ ど も 出 生 後	3. 子の出生後に新たに支援が必要になる子・養育者等の背景要因	①こどもの要因、②養育者の要因、③居住環境、養育環境、社会的要因等
	4. 支援が必要なこども等の把握から関わりの開始	① 支援が必要なこども・家庭等の把握の起点となる人・組織（市区町村、NPO・民間、医療機関等） ② 支援が必要なこども・家庭等を把握するタイミング・場面・把握の方法（データベース等の利用等） ③ 関わり開始までのキーパーソンとその役割 ④ 関わり開始までに関与する人・組織と役割 ⑤ 把握～関わり開始までの当事者（こども・養育者）への介入内容 ⑥ 把握～関わり開始までの留意点・工夫点 ⑦ 把握～関わり開始までの課題
課 題 等	5. 把握や継続的な支援が難しい事例	① 本来支援が必要であるが把握が難しい事例の背景要因（支援される側の要因（こども側、養育者側、社会的要因等）、把握・支援をする側の要因） ② 把握が難しい事例を把握するために実施している取り組み・工夫・留意点等 ③ 把握を行う上での課題点 ④ 本来支援が必要であるが継続的支援が難しい（支援が途絶えてしまう）事例の背景要因とその理由（支援される側の要因（こども側、養育者側、社会的要因等）、支援する側の要因） ⑤ 継続的な支援を実施するために実施している取り組み・工夫・留意点等 ⑥ 継続的支援を行う上での課題点
	6. その他	① その他課題・継続的支援のあるべき姿

国内取組事例ヒアリング ヒアリング事項案

ヒアリング事項案は以下の通り。調査で把握すべき観点等に関してご意見があればいただきたい。

ヒアリング目的

未就園児等に対する把握・支援に関する取組の実態・課題や取組を効果的に実施する上でのポイント等について把握を行う

共通ヒアリング事項		具体的な仮説及び確認したい事項			
観点	共通ヒアリング事項	観点	仮説	ヒアリング事項	主なヒアリング対象(p.11-)
未就園児等の定義や背景要因について	「未就園児」の定義をどう定めているか - 未就園児等にどのような背景要因があると考えているか	「未就園児」の定義について	月に数回のサービス利用でも集計上は「未就園児ではない」と扱われる等、未就園児の定義から外れていても支援が必要な児童が存在する可能性があるのではないか	「未就園児」の定義をどう定めているか ➢ 厚労省「乳幼児健診未受診等調査」の対象と同じか、異なっているか 「未就園児」に該当しなくても、同等の支援を要すると思われる事例	①
現在の未就園児等の把握・アウトリーチ・支援に関わる取組について	- 取組の目的（主な課題認識、目標等） - 要確認児童の抽出方法 - アウトリーチのタイミング・方法 - アウトリーチによって繋がっている支援・サービス - 関係機関との連携状況 - 未就園児等の背景要因を踏まえて対応している事項 - 取組当初からの改善事項等	対象者の抽出方法について	未就園等の世帯を適切に抽出することに加え、未就園児等となる前の年齢帯（妊娠期など）から繋がりを持つことが重要ではないか	- 未就園児等（目視による確認を行う対象）の抽出方法 ➢ 行政内の情報に基づく抽出 ➢ その他独自の方法（絵本の配布など） - 妊娠期などから繋がりを持つことによって、支援を要する状況を把握・対応する方法	①
		アウトリーチ等を起点とした支援のあり方について	家庭・こどもと信頼関係を構築し支援に繋げるために、訪問の方法や頻度などの工夫が重要ではないか	- 未就園児等を把握し地域のサービスや関係者による支援に繋げるために、適切な支援を行うための考え方・取組み方 ➢ 実施体制（担当者数、訪問頻度など） ➢ こども・家庭の状況把握に係る工夫 ➢ 支援における工夫 等	③
		訪問後のサービスへの接続について	保育所や幼稚園等において、外国にルーツのあるこどもや障害のあるこどもの受け入れが十分に進んでいないのではないか	保育所や幼稚園等における外国にルーツのあるこどもや障害のあるこども等の受け入れに関する課題、受け入れる際に重要な点	②
		地域関係者による継続的なフォロー・支援について	サービス利用に至らなかったケースやサービス利用をやめたケースに対して、地域の関係者も含めて継続的にフォローする体制の構築が重要ではないか	- 地域（要保護児童対策地域協議会・民生委員・警察等）との連携による、継続的なフォロー・支援のあり方 - サービス利用に至らないケースやサービス利用を途中でやめたケースに対するフォロー・支援のあり方 - 転出入や出入国に対応した継続的なフォロー・支援の在り方	③
成果や課題	- どの程度支援に繋がっているか（支援に繋がった事例） - 現在の取組における課題認識				

国内取組事例ヒアリング ヒアリング対象候補案（1/2）

国内取組事例ヒアリングの対象候補案について、対象選定の観点①～③ごとに以下に示す。
選定の観点等に関してご意見があればいただきたい。

観点	実施主体・体制	地域	対象	取組概要
① 未就園児等の 要確認児童を 抽出し、訪問・ 支援に繋げて いる事例	行政 & 民間	江戸川区	東京都	保育所や幼稚園などに通っていないこどもがいる家庭
	行政	名古屋市	愛知県	4歳から就学までの未就園児
	行政	杉並区	東京都	保健・福祉サービス等を受けていない未就園児等のいる家庭
	行政	高槻市	大阪府	3～5歳の未就園児家庭
	行政	雲南市	島根県	0歳以上の未就園児家庭
	行政	知多市	愛知県	0歳以上の未就園児家庭

※出所：各市区町村ホームページ及び内閣官房提供情報

国内取組事例ヒアリング ヒアリング対象候補案（2/2）

国内取組事例ヒアリングの対象候補案について、対象選定の観点①～③ごとに以下に示す。
選定の観点等に関してご意見があればいただきたい。

観点	実施主体・体制		地域	対象	取組概要
② 未就園児等の 状態に陥りや すい対象者に ついて 把握・支援を 行っている事 例	行政	四日市市	三重県	外国にルーツの あるこども	- 人権保育の推進や保護者への啓発、こどもや家庭への対応を行う役割として人権保育推進保育士を地区に配置。外国籍のこどもの支援、多文化共生を促進するための情報発信、園内研修の企画、保育環境整備などの役割を担っている。 - 市役所の多文化共生の部署で、通訳支援があり、入園申込みの時など、保護者の依頼により保育幼稚園課から通訳派遣の依頼を行っている。
	行政	横浜市	神奈川県	外国にルーツの あるこども	「幼稚園、保育所等利用案内」を7か国語で作成 - 外国籍の方の集住地域では、多言語対応のスタッフを区役所に配置。公立保育所に派遣も行う。 - 保護者が先に日本に来て後からこどもを呼び寄せる場合は、保健師が保護者より、本国で受けた乳児健診の情報を把握する。気になるこどもがいれば、区の保健師やケースワーカーが訪問してこどもの様子をみるなどの対応を行っている。
	行政	富岡町、 南相馬市など	福島県	発達障害を持つ こどもとその養育 者	発達障害を持つこどもと、その養育者への支援（特に、養育者へのフォローの方策や取組）を行っている自治体
	民間				地域の障害のある児童や母親の支援を行っている団体
	民間				統合保育や特別支援教育の研究会を行う団体
③ 把握・アウト リーチ・支援の 効果的な取組 事例	行政	明石市	兵庫県	3か月～ 1歳	0歳児赤ちゃん訪問「おむつ定期便」 見守り支援員（配達員）が赤ちゃんと保護者を訪問し、紙おむつなどの赤ちゃん用品を毎月無料で配達する。
	行政	越前市	福井県	5か月児	ブックスタート事業 5か月児セミナーでボランティアによる読み聞かせや絵本・布バッグのプレゼントを行い、絵本の交換を行っていない家庭に対する訪問を行う
	行政	箕面市	大阪府	0歳～18歳	こども成長見守りシステム 行政内のこどもの情報連携のため、組織改編や仕組みづくりに取り組む。例えば幼稚園・保育所・在宅保育すべての0～5歳児を教育委員会で「就学前の子ども」として一元的に確認可能な体制の整備を行っている
	民間				未就園児・未就学児を子育て中の家庭に対して、ボランティア等による訪問を行っている団体

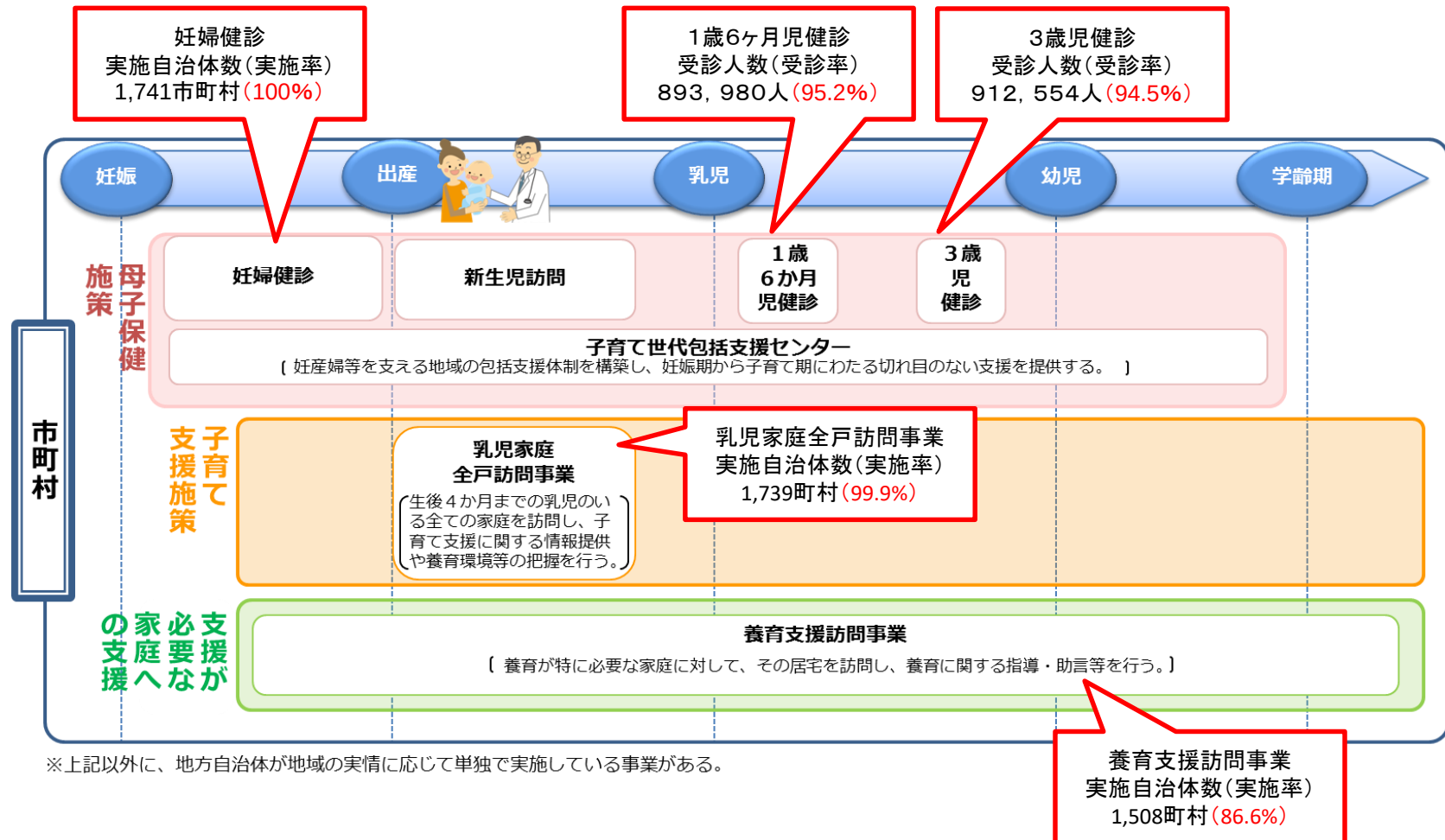
※出所：各市区町村ホームページ、委員提供情報、
保育所等における外国籍等の子ども・保護者への対応に関する調査研究事業（令和2年、三菱UFJリサーチ&コンサルティング）
「こども成長見守りシステム」箕面市の先進事例に学ぶ（<https://www.child-department.jp/>）

參考資料

子育て支援施策及び母子保健施策における把握

厚生労働省作成資料

- 妊産婦やこどもの状況を把握するため、**妊産婦健診、新生児訪問・乳幼児家庭全戸訪問事業、1歳6ヶ月児健診、3歳児健診**によりポピュレーションアプローチがされているが、継続的な把握の機会は限られる。
- 健診や訪問を通じて**支援の必要性が把握された家庭**には、養育支援訪問等を通じて**更なる状況の把握と支援が行われる**。



令和3年度予算 1,673億円の内数 → 令和4年度予算 1,748億円の内数

1. 事業の目的

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目的とする。

(児童福祉法第6条の3第4項に規定される事業)

2. 事業の内容

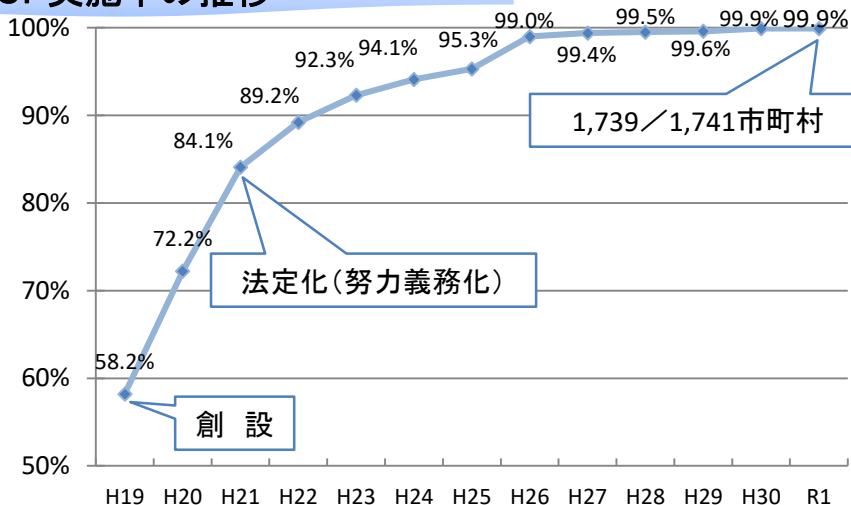
(1) 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、下記の支援を行う。

- ① 育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行う。
- ② 親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。

(2) 訪問スタッフには、保健師、助産師、看護師の他、保育士、児童委員、子育て経験者等を幅広く登用する。

(3) 訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげる。

3. 実施率の推移



4. 補助単価等(令和4年度予算案)

(1) ケース対応会議の開催、養育支援訪問事業における育児・家事援助、専門的相談支援を実施している市町村

8,000円(1訪問あたり)

(2) (1)以外の市町村

6,000円(1訪問あたり)

内閣府所管 年金特別会計 こども・子育て勘定 こども・子育て支援交付金
実施主体: 市町村(特別区を含む)

補助率: 国1/3(都道府県1/3、市町村1/3) ※国、地方ともに消費税財源

乳幼児健康診査(1歳6か月児健診・3歳児健診)について

厚生労働省作成資料

※平成17年度に一般財源化(地方交付税措置)

○ 市町村は、1歳6か月児及び3歳児に対して、健康診査を行う義務があるが、その他の乳幼児に対しても、必要に応じ、健康診査を実施し、また、健康診査を受けるよう勧奨しなければならない。

○ 根 拠 (母子保健法)

第12条 市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

- 1 満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児
- 2 満3歳を超え満4歳に達しない幼児

第13条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

1歳6か月児健診

○ 健診内容

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑥ 四肢運動障害の有無
- ⑦ 精神発達の状況
- ⑧ 言語障害の有無
- ⑨ 予防接種の実施状況
- ⑩ 育児上問題となる事項
- ⑪ その他の疾病及び異常の有無

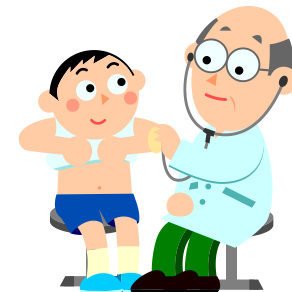
○ 受診人数(受診率) 893,980人(95.2%)

3歳児健診

○ 健診内容

- ① 身体発育状況
- ② 栄養状態
- ③ 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無
- ④ 皮膚の疾病の有無
- ⑤ 眼の疾病及び異常の有無
- ⑥ 耳、鼻及び咽頭の疾病及び異常の有無
- ⑦ 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
- ⑧ 四肢運動障害の有無
- ⑨ 精神発達の状況
- ⑩ 言語障害の有無
- ⑪ 予防接種の実施状況
- ⑫ 育児上問題となる事項
- ⑬ その他の疾病及び異常の有無

○ 受診人数(受診率) 912,554人(94.5%)



健診内容は、厚生労働省令(母子保健法施行規則)で示す検査項目。

受診人数・受診率:厚生労働省「地域保健・健康増進事業報告」(令和2年度)による。

令和3年度予算 1,673億円の内数 → 令和4年度予算 1,748億円の内数

1. 事業の目的

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。(児童福祉法第6条の3第5項に規定される事業)

2. 事業の内容

○ 養育支援が特に必要であると判断される家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行う。

(1) 乳児家庭等に対する支援

妊娠期から乳幼児の保護者で積極的な支援が必要と認められる育児不安にある者や精神的に不安定な状態等で支援が特に必要な状況に陥っている者等に対して、育児支援や簡単な家事等の援助、相談・助言等の支援を行う。

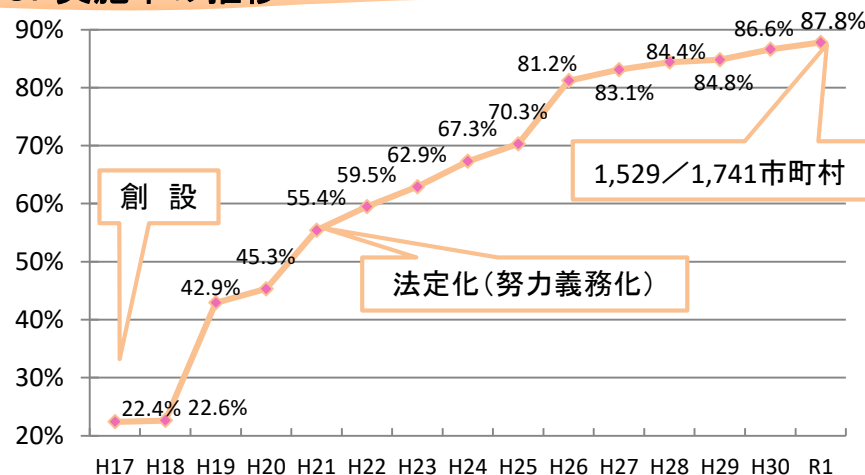
(2) 不適切な養育状態にある家庭等に対する支援

食事、衣服、生活環境等について不適切な養育状態にあり、定期的な支援や見守りが必要な家庭、施設の退所等により児童が家庭復帰した後の家庭など生活面に配慮したきめ細かな支援が必要とされた家庭に対して、一定の目標・期限を設定した上で指導・助言等の支援を行う。

○ 訪問支援者(事前に研修を実施)

- ・専門的相談支援…保健師、助産師、看護師、保育士、児童指導員等
- ・育児・家事援助…子育て経験者、ヘルパー等

3. 実施率の推移



4. 補助単価等(令和4年度予算案)

(1) 育児家事援助の実施	6,000円(1訪問あたり)
(2) 専門的相談支援の実施	8,000円(1訪問あたり)
(3) 分娩に関わった産科医療機関の助産師等による訪問支援の実施	10,000円(1訪問あたり)
(4) 育児家事援助を民間団体へ委嘱する際に運営に必要な事務費	564,000円(1市町村あたり)

内閣府所管 年金特別会計 こども・子育て勘定 こども・子育て支援交付金
 実施主体: 市町村(特別区を含む)
 補助率: 国1/3(都道府県1/3、市町村1/3) ※国、地方ともに消費税財源

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要するこどもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。

※こども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。

②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。

③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。

②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。

②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. こども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、こども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

- 市区町村において、こども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。

※ こども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）

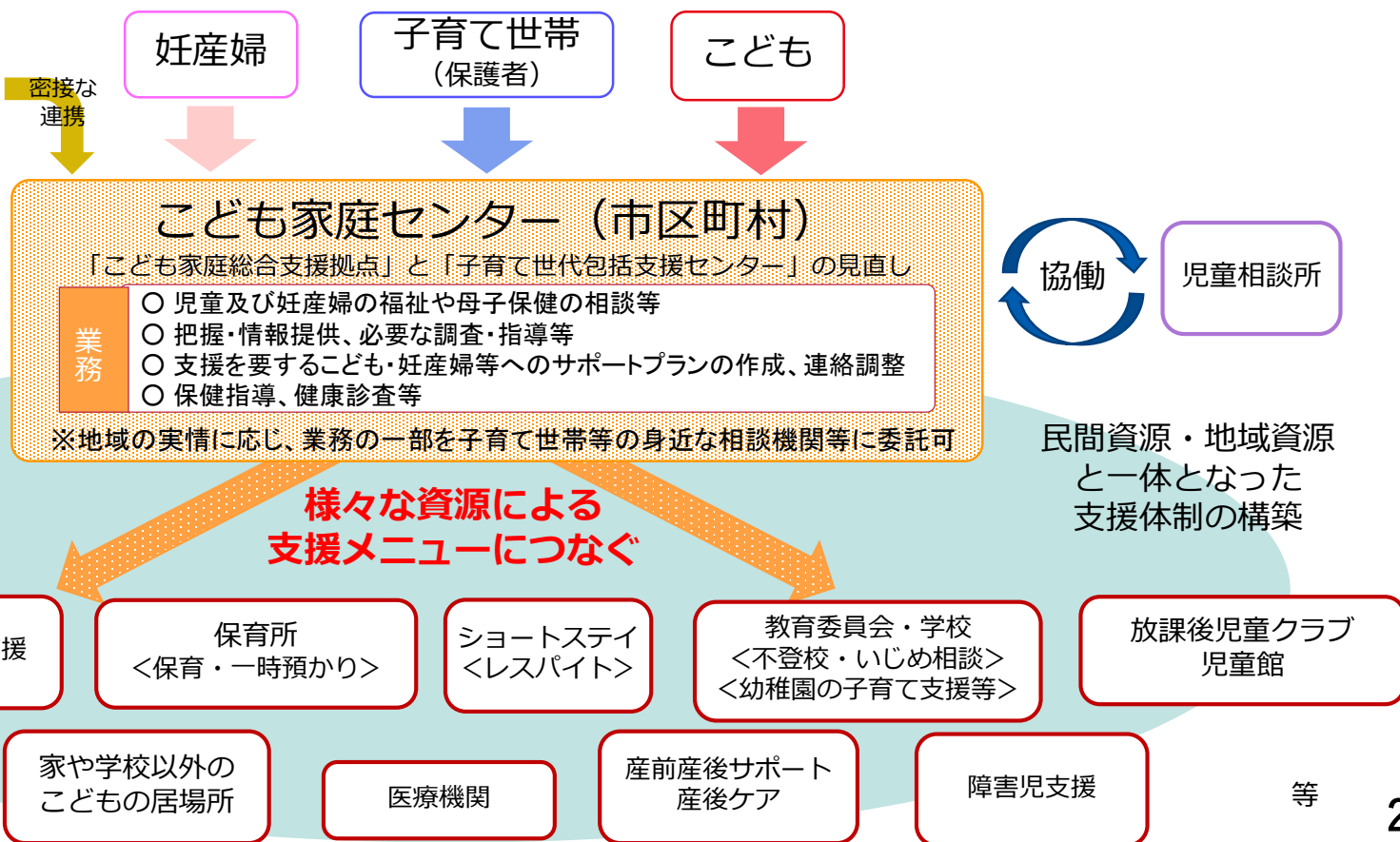
- この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ

妊産婦、子育て世帯、こどもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関

- 保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点事業など子育て支援を行う施設・事業を行う場を想定。

- 市町村は区域ごとに体制整備に努める。



- 要支援・要保護児童（※１）は約23万人、特定妊婦（※２）は約0.8万人とされる中、支援の充実が求められている。
 - ※１ 保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適当な児童
 - ※２ 出産前において出産後の養育支援が必要な妊婦
- 地域こども・子育て支援事業において、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・量・質の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援を行う。
- 市区町村において計画的整備を行い、特に、支援が必要な者に対しては市区町村が利用勧奨・措置を実施する。

子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）
- 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。
例）調理、掃除等の家事、こどもの送迎、子育ての助言 等

児童育成支援拠点事業（学校や家以外のこどもの居場所支援）

- 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
- 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う
例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整 等

親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象
- 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、こどもの発達状況等に応じた支援を行う。
例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法でこどもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング） 等

子育て短期支援事業

- 保護者がこどもと共に入所・利用可能とする。こどもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。
- 専用居室・専任人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。

一時預かり事業

- 子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。

地域こども・子育て支援事業への位置づけ

- ✓ 市区町村の計画的整備
- ✓ こども・子育て交付金の充当

- 児童相談所の業務負荷が著しく増大する中で、民間と協働し、支援の強化を図る必要がある。
- このため、民間に委託した場合の在宅指導措置の費用を施設等への措置の費用と同様に義務的経費にするとともに、
 - ① 措置解除等の際に親子の生活の再開等を図るため、親子再統合支援事業を制度に位置づける。
 - ② 家庭養育の推進により児童の養育環境を向上させるため、里親支援センターを児童福祉施設として位置づける。
- 妊婦に対する寄り添いや心理的ケア、出産支援、産後の生活支援など支援を必要とする妊婦に対する包括的な支援事業を制度に位置づける。

<親子再統合支援事業（都道府県等の事業※都道府県、政令市、児相設置市）>

- 親子の再統合（親子関係の再構築等）が必要と認められる児童とその保護者を対象
- 児童虐待の防止に資する情報の提供、相談、助言等を行う。
例）ピア・カウンセリング、心理カウンセリング、保護者支援プログラム 等

<里親支援センターの設置>

- 里親の普及啓発、里親の相談に応じた必要な援助、入所児童と里親相互の交流の場の提供、里親の選定・調整、委託児童等の養育の計画作成といった里親支援事業や、里親や委託児童等に対する相談支援等を行う。
- 里親支援の費用を里親委託の費用と同様に義務的経費とする。

<妊産婦等生活援助事業（都道府県等の事業※都道府県、市、福祉事務所設置町村）>

- 家庭生活に支障が生じた特定妊婦等とそのこども（親に頼ることができない、出産に備える居宅がない等）を対象
- 住居に入居させ、又は事業所等に通所、訪問により、食事の提供などの日常生活の支援を行う。養育に関する相談・助言、関係機関との連絡調整（産後の母子生活支援施設等へのつなぎ等）、特別養子縁組の情報提供等を行う。

1. 総論

- 「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」、「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針」等を踏まえ、令和元年5月10日
こども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立。同年10月1日から実施。
- 趣旨：幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う幼児教育の重要性

2. 対象者・対象範囲等

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
 - ※ 施設型給付を受けない幼稚園等については、月額上限2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化
 - ※ 開始年齢 … 原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化
 - ※ 保護者が直接負担している通園送迎費、食材料費、行事費などは、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。
3～5歳は施設による徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）
- 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

(2) 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化
 - ※ 保育の必要性の認定
 - ※ 預かり保育はこども・子育て支援法の一部改正（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督

(3) 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化
 - ※ 認可外保育施設のほか、一時預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象
 - ※ 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象
 - ※ 都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定
- 0～2歳：保育の必要性の認定を受けた住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

- 認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施

- ・ 児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等（認可施設への移行支援、巡回支援指導員の配置の拡充、指導監督基準の見直し等）
- ・ 市町村における、対象施設を特定する確認や、必要に応じた施設への報告徴収、勧告、命令、確認の取消し、都道府県知事に対する協力要請
- ・ 都道府県等が有する認可外保育施設の情報を市町村が確認可能とする情報共有システムの構築
- ・ 5年間の経過措置について、法施行後2年を目途に見直す旨の検討規定
- ・ 5年間の経過措置中の措置として、市町村が保育の需給状況等を勘案し、条例により対象施設の範囲を定めることを可能とする仕組み

3. 財源

(1) 負担割合

- 財源負担の在り方：国と地方で適切な役割分担をすることが基本。消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保
- 負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10

(2) 財政措置等

- 初年度の取扱い：初年度（令和元年度）に要する経費を全額国費で負担
- 事務費：初年度と2年目は全額国費、令和3年度以降は地方財政措置（認可外保育施設等の5年間の経過措置期間に係る費用相当額は全額国費）
- システム改修費：平成30年度・令和元年度予算を活用して対応

4. 就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについて、利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

5. その他

- 幼児教育・保育の無償化に関する様々な課題について、P D C Aサイクルを行うため、国と地方自治体による協議を継続して実施
- 支払方法：特定教育・保育施設… 現物給付を原則。施設型給付を受けない幼稚園等… 市町村が実情に応じて判断（現物給付の取組を支援）
認可外保育施設等… 償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることも可

令和3年4月の待機児童数調査のポイント

厚生労働省作成資料

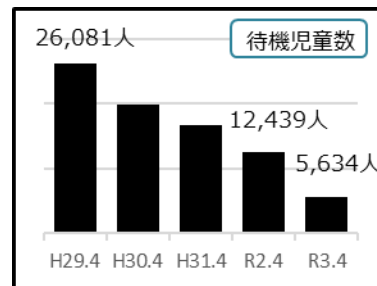
① 待機児童の状況

待機児童数：5,634人

(対前年▲6,805人)

※調査開始以来、
3年連続で最少

- ・ **8割超**の市区町村(1,429)で**待機児童を解消**
- ・ 待機児童数が**50人以上**の自治体は**20自治体**まで減少。



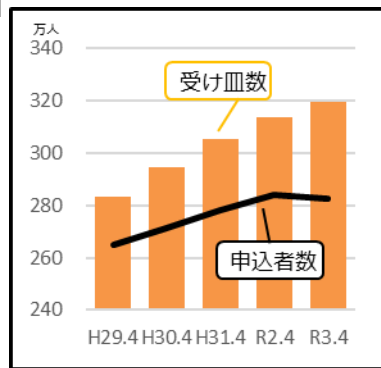
待機児童数別の自治体数の内訳

	0人	1～49人	50～99人	100人以上
R3年度	1,429 82.1%	292 16.8%	16 0.9%	4 0.2%
対前年	88	▲33	▲37	▲18
R2年度	1,341	325	53	22

② 待機児童数の減少要因

令和3年4月の待機児童数が減少した要因は、自治体調査によれば、

- ・ **保育の受け皿拡大**に加え、
- ・ **新型コロナウイルス感染症を背景とした利用控え**が考えられる。



③ 女性就業率の推移

- ・ **令和2年は減少**しているが、
 - ・ **令和3年は再び上昇**
- ⇒ 今後、**保育ニーズ(申込者数)**も再び増加する可能性があるあり、注視が必要。

就業率の対前年増減ポイント

女性・25～34歳				女性・35～44歳			
	R1	R2	R3		R1	R2	R3
1月	0.5	0.8	1.7		0.9	0.8	0.1
2月	1.0	1.4	0.1		1.4	▲0.1	▲0.3
3月	0.6	1.7	0.4		0.6	▲0.5	0.5
4月	▲0.6	1.0	1.4		▲0.4	▲1.7	1.8
5月	0.6	1.3	0.8		▲0.1	▲1.2	1.2
6月	1.5	0.2	2.2		2.4	▲2.0	0.5
7月	1.6	▲2.2			1.2	▲1.5	
8月	2.1	▲2.1			1.0	▲1.4	
9月	1.3	▲2.4			1.5	▲0.5	
10月	1.3	▲0.9			1.8	0.7	
11月	1.1	2.5			2.1	▲0.6	
12月	1.9	0.8			1.2	▲0.3	

※ なお、子育て安心プラン(目標：H30-R2の間で32万人分)の受け皿拡大量(実績)は、足元の待機児童数がゼロとなり整備計画の縮小を行った自治体があったこと等から、結果的に約26万人分となっている。

今後の取組方針

- **新型コロナウイルス感染症の終息後**を見据え、令和3年度からスタートした「**新子育て安心プラン**」に基づき、待機児童解消のための取組を進めていく。
- 各年度ごとに、自治体における**待機児童の状況**や**保育の受け皿拡大量の見込み**などを確認しながら、必要な受け皿の確保が進むよう支援を行っていく。
- その際、待機児童がわずかとなっている自治体が多くなっていることや、人口減少が進む地域等を踏まえ、**マッチング支援の促進**を図るとともに、**幼稚園の空きスペースなどあらゆる子育て資源を活用**する。

令和3年4月調査における各自治体の保育の受け皿拡大量(見込み)

	令和3年度	令和4年度
受け皿拡大量	8.2万人	3.0万人

	令和5年度	令和6年度
受け皿拡大量	1.9万人	1.1万人

4か年合計

14.2万人

新プラン目標

約14万人

政策の方向性

- これまでの国の保育政策は待機児童問題への対応が主軸。引き続き「新子育て安心プラン」等による保育需要への対策は実施。
- 今後の人口減少社会において、良質な保育を提供し続けることが大きな課題。国としても保育政策の大きな柱として位置付ける必要。
- 同時に、未就園児の養育家庭等への支援を地域の子育て資源が担っていく中で、特に0～2歳児への支援に強みを持つ保育所・保育士の役割を強化。

→ 保育を必要とする家庭への保育を確実かつ質を伴う形で提供する体制を前提としつつ、個々の保育所の強み・体制等を踏まえた役割分担の下で、他の子育て支援機関等とも連携・協働した上で、多様な保育・子育て支援ニーズを地域全体で受け止める環境整備を行う。

→ これを支える各保育所の体制について、保育士や保育士以外の子育て経験者等で役割分担しながら、他の関係機関と連携・協働していくため、各種事業等での支援や、給付や評価の在り方の見直し、そのための研修体系の構築など、総合的な取組を進めていく。

具体的な取組内容

□ 検討を速やかに開始すべきもの ■ 中長期的な課題

①人口減少地域等における保育所の在り方

- 各市区町村が各保育所等の状況を踏まえた役割分担を整理・明確化し、持続可能な保育提供体制づくりを計画的に行う
- 統廃合や規模の縮小、多機能化等の事例収集と展開
- 人口減少地域で有効活用が期待される制度（公私連携型保育所、社会福祉連携推進法人等）に関する制度周知と多機能化のための改修費支援
- 利用定員区分の適切な設定の周知と細分化等を含む公定価格の見直しの検討 等

③保育所・保育士による地域の子育て支援

- 保育所の地域支援を促進するための情報提供の義務化
- 地域の身近な相談先である「かかりつけ相談機関」を保育所が担うためのインセンティブ喚起
- 他機関と連携して効果的に地域支援を行う保育所等の実践例の収集・共有、保護者相談への対応手引きの作成
- 巡回支援事業等で保育経験者の活用による保育所の地域支援力向上
- 人口減少地域に対応した地域支援の在り方の検討（主任保育士専任加算の要件見直し等） 等

②多様なニーズを抱えた保護者・こどもへの支援

- 子育て負担を軽減する目的（レスパイト・リフレッシュ目的）での一時預かり事業の利用促進や施設見学・ならし預かり等を経た事前登録制度の構築
- 保育所に通所していない児童を週1～2回程度預かるモデル事業やICT等を活用した急な預かりニーズへの対応
- 保育所と児童発達支援との一体的な支援（インクルーシブ保育）を可能とするための規制の見直し
- 一時預かり事業を通じた保護者への相談対応などの寄り添い型の支援の実施や、そのための職員研修の検討
- 医療的ケア児、障害児、外国籍の児童等対応に係る研修の検討・推進 等

④保育士の確保・資質向上等

- 中高生への周知や保育技術の見える化等、保育士の魅力発信
- 各種研修の更なるオンライン化の推進
- 休憩とは別に、物理的にこどもと離れ各種業務を行う時間（ノンコンタクトタイム）の確保と、そのためのスペース確保の改修費支援
- 児童へのわいせつ行為で登録を取り消された者には、再登録の際、厳格な審査を求める等、教員と同等の保育士資格管理の厳格化
- 公的価格評価検討委員会での議論等を踏まえた更なる処遇改善
- へき地医療等も参考にした地域での保育士の定着支援の検討
- 自己評価、第三者評価の実態把握と改善策の検討 等